

令和 6 年第 2 回さくら市議会 定例会追加議案書

(令和 6 年 6 月 4 日提出 追加議案第 1 号)

付 議 事 件

第 2 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 1	さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部改正について	市 長	P 3

追加議案第 1 号

さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料 条例の一部改正について

さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料 条例の一部を改正する条例

第 1 条 さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例
（平成 17 年さくら市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「学校施設開放に伴う施設及び照明設備の」を「学校施設
の開放に関する」に改める。

別表を次のように改める。

施設の名称	単位	使用料の額		
		施設使 用料	照明使用 料	空調使用 料
さくら市立氏家小学 校体育館	2 分の 1 面	-	400 円	-
さくら市立押上小学	2 分の 1	-	400 円	-

校体育館	面			
さくら市立熟田小学校体育館	2 分の 1 面	-	400 円	-
さくら市立上松山小学校体育館	3 分の 1 面	-	400 円	-
さくら市立南小学校体育館	2 分の 1 面	-	400 円	-
さくら市立喜連川小学校体育館	2 分の 1 面	-	400 円	-
さくら市立氏家中学校体育館	2 分の 1 面	-	500 円	1,500 円
さくら市立喜連川中学校体育館	2 分の 1 面	-	500 円	-
さくら市立氏家中学校校庭	2 分の 1 面	-	1,500 円	-
さくら市立氏家小学校プール管理棟ミーティングルーム	-	200 円	-	-
さくら市立押上小学校プール管理棟ミーティングルーム	-	200 円	-	-
さくら市立熟田小学校プール管理棟ミーティングルーム	-	200 円	-	-
さくら市立上松山小学校プール管理棟ミーティングルーム	-	200 円	-	-
さくら市立南小学校プール管理棟ミーティングルーム	-	200 円	-	-

備考

- 1 使用料の額は、1 時間当たりの額とする。
- 2 利用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、切り上げて 1 時間

とする。

3 同一の利用者がさくら市立氏家中学校体育館を同時に複数の単位分利用する場合における空調使用料の額は、一の単位分とする。

4 同一の利用者が同一の施設（さくら市立氏家小学校体育館、さくら市立押上小学校体育館、さくら市立熟田小学校体育館、さくら市立上松山小学校体育館、さくら市立南小学校体育館及びさくら市立喜連川小学校体育館に限る。）を同時に複数の単位分利用する場合における照明使用料の額は、一の単位分とする。

第2条 さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部を次のように改正する。

別表中「

500 円	-
-------	---

「

500 円	1,500 円
-------	---------

」を

」に改め、同

表備考3中「さくら市立氏家中学校体育館」を「同一の施設（さくら市立氏家中学校体育館及びさくら市立喜連川中学校体育館に限る。）」に改める。

第3条 さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部を次のように改正する。

別表中「

400 円	-
-------	---

「

400 円	1,200 円
-------	---------

」を

」に改め、同

表備考4中「照明使用料」を「照明使用料及び空調使用料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から、第3条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。